

北	エレベーターが新館にしかなく、さらに本館との接続部分の形状が複雑であるため、高齢者などの移動に支障をきたしている。
東	庁舎そのものが狭隘のため、本館分館ともに待合ロビーのスペースが確保できず、すぐ混み合う。通路も同様に車椅子の方も通りにくい状況である。
	福祉・市民・税と密接に関わる業務がスペースの関係で本館と分館に分かれているうえ、連絡通路もなく、雨天時など車椅子使用者や高齢者、乳幼児を連れている方の移動には特に支障をきたしている。
中央	特になし
江南	特になし
秋葉	特になし
南	施設の構造上、1階に機械室・電算室、2階以上にロビー・市民窓口・事務室・会議室のすべてがあるのに対し、障害者用トイレが1階にしかなく、利用者にご不便をおかけしている。
	障がい者の方は通常2階への自動車用スロープを使用することとなるが、そのスロープも冬期間は凍結により通行が不能となっている。その上、庁舎が北向きで2階へ通じる正面階段と1階玄関周りは、冬季間凍結により滑りやすく危険で、障がい者やお年寄りをはじめ全ての利用者の通行に危険が生じている。
	建物全体の不同沈下が著しく、会議に来られた市民の方から、気分が悪くなるなどの苦情が寄せられている。
	エレベーターは障害者用ではなく、間口が狭く、操作ボタンもドア脇のみのため、車椅子の方及びその介護者の利用に困難をきたしている。
西	スペースの関係で本館、分館と分かれて業務を行っているため、来庁者の用務内容によっては本館と分館との間で移動を願う場合がある。(移動距離 約180m)
西蒲	新館、旧館ともにエレベーターの設置がないため、障がい者、高齢者、傷病者等の利用に不便である。
	2階と3階には旧館と新館を結ぶ通路があるが、この通路にかなり大きな段差があり、障がい者、高齢者及び傷病者の利用に不便である。

以下の問いに対する各区役所からの回答の一例です。

「すべての利用者、特に高齢者や障がい者などへの配慮が施設として不足していると思われるもの。課題が大きい、対応が困難と思われるものを5つまで」